

**公益社団法人鹿児島県社会福祉士会**  
**福祉サービス第三者評価事業標準的な評価方法に関する規程**

規程第 15-4 号

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人鹿児島県社会福祉士会（以下「本会」という。）が鹿児島県福祉サービス第三者評価事業の認証評価機関として実施する標準的な評価方法を定めるものとする。

(評価基準)

**第2条** 本会が使用する評価基準は、鹿児島県が定める評価基準による。

(評価の方法)

**第3条** 評価の方法は、鹿児島県福祉サービス第三者評価実施要領第5条に基づき、書面調査、訪問調査及び利用者調査とする。

(事前説明)

**第4条** 本会は、事前に評価を受審するサービス事業所（以下「事業者」という。）に出向いて評価方法やスケジュール等について説明する。また、事業者の希望により、必要に応じて利用者や家族への説明会を実施する。

(事前提出資料)

**第5条** 事業者は、評価の実施にあたって、以下の書類を作成し、事前に本会に提出する。

- (1) 事業者法人の概要
- (2) 事業者の提供情報・基本情報項目
- (3) 自己評価結果票
- (4) 事業者法人の理念及び事業者の基本方針の明示された資料
- (5) 当該年度の事業計画書・予算書及び前年度の事業報告書
- (6) 組織図や事務分掌など、組織の職制・職務分掌がわかる資料
- (7) サービス提供計画策定までの流れがわかる資料
- (8) 事業者の使用されているアセスメント用紙及びサービス提供計画書（白紙のもの）
- (9) 組織が発行しているパンフレット類（原本）
- (10) その他本会が必要と認める書類

(自己評価の実施方法)

**第6条** 事業者は、鹿児島県が定める評価基準を使用し、本会の指定する期限までに自己評価を行い、本会に「自己評価結果票」を提出する。

(利用者調査の実施方法)

**第7条** 本会は、利用者及び家族に対して、「利用者調査」を実施する。

- 2 利用者調査は、利用者及び家族へのアンケート調査と、利用者への聞き取り調査により、実施する。
- 3 アンケート調査票については、各個人の回答結果を評価機関以外の者が見ることのない回収方法を採用する。

(訪問調査の実施方法)

**第8条** 鹿児島県が定める評価基準を使用し、本会の評価調査者2名以上が、所定の期日に事業者を訪問して、書類確認・聞き取り・施設見学を行い、実施する。

(評価結果の決定)

**第9条** 評価調査者は、訪問調査終了後すみやかに評価調査者2名以上の合議をもって評価結果を作成し、本会に報告する。

(評価決定委員会)

**第10条** 本会は、原則として利害関係のある事業者の評価結果の決定については「評価決定委員会」を開催し、構成員3名以上の合議をもって評価結果の決定を行う。但し、会長が必要と認めた場合には、評価決定委員会を通すものとする。

2 評価決定委員については、会長が委嘱するものとする。

3 評価決定委員の任期は2年間とする。ただし、補欠として選任された評価決定委員の任期は前任者の残任期間とする。また、評価決定委員は再任を妨げない。

(事業者への評価結果の報告)

**第11条** 本会は、評価の結果について、事業者を訪問して、以下の内容を報告する。

(1) 評価結果報告書

(2) 評価の結果の概要

(県への評価結果の報告)

**第12条** 本会は、評価の結果について、評価結果が確定してから30日以内に、鹿児島県の定める様式で、鹿児島県に報告する。

(評価結果の公表の同意)

**第13条** 事業者は、評価の結果について公表に同意する場合、「評価結果の公表に関する同意書」を本会に提出する。

(評価結果の公表の実施方法)

**第14条** 公表は、以下の方法で実施する。

福祉保健医療情報ネットワーク「ワムネット」

(評価費用)

**第15条** 評価費用は、別表の通りとする。

(改廃)

**第16条** この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、公益法人設立登記の日から施行する。

2 この規程は、平成26年1月15日から施行する。

(別表) 福祉サービス第三者評価事業  
標準的な評価方法に関する規程第 15 条関係

評価費用

基本料金		250,000円
定員に対する付加料金	入所施設	1,000円×定員
	通所施設 (保育所含む)	1,000円×定員

(※別途消費税をいただきます。)

同一法人内の複数事業所が受審する場合、基本料金の割引率を以下の通りとする。

割引率及び基本料金

事業所数	割引率	基本料金
2～3事業所	5%	237,500円
4～5事業所	10%	225,000円
6～9事業所	15%	212,500円
10事業所以上	20%	200,000円